

権利擁護センターとは

定義 権利擁護に関する視点と知識をもち、誰もが尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、市民の立場で地域での活動に参加するなどして、当事者の地域での生活・社会参加をできる範囲でサポートする人

期待すること

権利擁護認識の獲得

- ・権利擁護の視点・知識を持つ
- ・権利擁護ニーズを有する人や状態に対し偏見を持たない

知る・学ぶ

地域の権利擁護ニーズに気づく

- ・当事者の暮らしを知り、権利擁護のニーズに気づく
- ・地域生活の中で支援が必要な人に気づく

気づく

当事者の思いを尊重し共に歩む

- ・当事者の社会参加を応援する
- ・見守り活動や集いの場などで当事者の話を傾聴する

共感・協働

市民の立場からの相談・参加支援

- ・権利擁護に関する情報提供や相談に乗る
- ・当事者の意思決定を支援する
- ・地域で権利擁護の課題について話し合う

活動・協議・評価

地域での活動イメージ

見守り活動／訪問支援活動／市民啓発活動／当事者団体・つどい等での傾聴活動／当事者の社会的な活動への同行支援活動／市民後見人としての活動など
広く権利擁護の担い手としての市民活動（専門職と住民の相談場所、地域の相談窓口など）

相互エンパワメント（当事者・センター自身・専門職ら）

市町における支援策

養成研修

市民活動のコーディネート

市民活動のネットワークづくり

令和7年度 権利擁護サポーターの養成カリキュラム（案）

担当	テーマ	ねらい	手法	時間	講師
(1日目)195分 権利擁護の考え方と地域の実情を知る					
市町	オリエンテーション			30分	
県 (市町)	権利擁護と地域福祉	社会(地域)福祉の動向とともに、権利擁護の理念を理解し、支援の必要性を学ぶ	講義 ・ミニワーク	90分	学識経験者(オンデマンド)
市町	市町の地域福祉と住民生活のいま	市町・地域の住民の概況や各種施策の施行状況とともに、地域福祉活動の実情を知る	講義	45分	市町担当者、市町社協職員
市町	意見交換	参加者の交流と、モチベーション維持を図る		30分	
(2日目)170分 当事者の暮らしや思いを知る					
市町	オリエンテーション			10分	
市町	制度の狭間にある福祉・生活課題を知る	地域で孤立し、生きづらさを抱えた人の存在(ひきこもり・ヤングケアラー・ダブルケア等)を理解するとともに、支援の実情を学ぶ	講義	30分	市町担当者、市町社協職員
市町	認知症の人の暮らしと思想を知る	当事者に日々の思いや今後の生活に向けた意向、必要なサポートなどの話をうかがうとともに、疾患・障害の特性や本人と接するうえでの心構えを学び、地域で安心して生活するために何ができるかを考える	講義	50分	①認知症の本人、家族 ②地域包括支援センター等の専門職
市町	障害のある人の暮らしと思想を知る		講義	50分	①障害のある本人、家族 ②基幹相談支援センター等の専門職
市町	意見交換			30分	
(3日目)205分 対人援助の基礎理解を図る					
市町	オリエンテーション			10分	
県 (市町)	対人援助の基礎	対人援助の理念等に関する基礎的理解を養う	講義 ・ミニワーク	150分	学識経験者(講師派遣)
市町	3日間のふりかえり	講座で得られた気づき、今後の活動に向けて大切にしたいことなどを出し合い、今後の活動展開につなぐ		45分	

※カリキュラムはモデル案であり、プログラムの組み換えや部分的な活用も可能です。

※権利擁護サポーターとして活動し、後見活動を希望する県民も一定数考えられるため、市民後見人養成研修との単位の互換性を考慮し、市民後見人を養成されている市町は、当該科目に置き換え等ができそうであれば活用可能です。

※権利擁護サポーター養成研修実施にかかる費用は、兵庫県「法人後見・市民後見推進事業」補助金の活用が可能です。